公　売　公　告（立　木）

令和５年６月１日

分任契約担当官
四万十森林管理署長　藤原　達博

下記により、一般競争入札による立木の販売を行いますので、買受希望者は現地を熟覧し、販売物件明細書、入札者注意書、売買契約書案、国有林野の産物売払規程及び国有林野事業林産物売買契約約款等を十分了知の上、入札してください。

記

１．競争に付する事項
売払物件一覧

売払番号	物　件　所　在　地	物件の種類及び数量等	搬出期間	備　考
第１号物件	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林９６林班い小班	別紙「販売物件明細書」のとおり	３６ヶ月	分収育林
第２号物件	高知県高岡郡中土佐町大野見 東川山国有林３２１２林班い３小班	〃	３６ヶ月	分収育林

注１　物件の搬出期間の起算日は、引渡しが完了した日とする。

２．入札物件の現地案内
「販売物件明細書」に記載のとおり。

３．競争参加資格
（１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
（２）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
（３）令和２年度～令和６年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けた者であること。
（４）契約担当官等から指名停止を受けている期間中でないこと。

４．契約条項等の交付場所、交付期間及び交付方法
（１）交付場所
高知県四万十市中村丸の内１７０７－３４　四万十森林管理署
担当：総括事務管理官　ＴＥＬ：０８８０－３４－３１５５
（２）交付期間
公告の日から令和５年６月２７日（火）（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く）の午前９時00分から午後５時00分まで（正午から午後１時までを除く。）
（３）交付方法
上記４．（１）の場所にて交付する。
また、四国森林管理局ホームページから関連情報をダウンロードすることもできる。
（４）交付資料
入札公告情報、国有林野の産物売払規程、国有林野事業林産物売買契約約款
【URL:http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html】

５．入札日時、場所及び方法
（１）入札日時
入札日時　令和５年６月２８日（水）午後２時００分
開　　札　入札後即時開札
（２）入札場所
四万十森林管理署　３階会議室
（３）入札方法
ア　令和５年６月２８日（水）午後１時５０分までに上記５．（２）の場所に入札書、林産物の売払いに係る有資格を証する書面等を持参し、午後２時００分までに入札すること。
イ　郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和５年６月２８日（水）午前１０時００分までに上記４．（１）の担当あて到着するように、書留郵便(封筒には朱字で「立木販売入札書在中」と明記すること）で提出すること。ただし再度の入札を実施する場合は、引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。
ウ　入札書には売払番号を明瞭に記載すること。
エ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

６．保証金
（１）入札保証金
免除する。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の５に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

（２）契約保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を履行しなかったため契約を解除したときは、落札金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

７．落札者の決定

契約担当官等が定める予定価格以上の最高入札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

８．契約書の作成

契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印したときに成立する。

９．代金の延納

（１）代金の延納

１件の契約金額が150万円以上となるときは、代金の延納を認める。

（２）延納の担保

１.国債、２.地方債、３.金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券)、４.手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会（以下、「金融機関」と総称する）の支払保証に係る手形、５.金融機関に対する定期預金債権とする。

（３）延納の期限

１件の契約数量が1,000㎥未満は６ヶ月以内、1,000㎥以上は10ヶ月以内とする。

10．代金の納付期限及び延納担保の提供期限

契約締結の日から起算して20日以内とする。ただし、日曜日、国民の祝日・その他一般の休日及び土曜日が当該日となる場合はその前日とする。

なお、分収林契約者の分収分に相当する金額については、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入すること。

11．物件の引渡期限

契約書に定める現金納付分の納付があった日又は代金延納の担保の提供があった日から15日以内とする。

12．その他

（１）本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（２）本公告に記載の無い事項については、入札者注意書等による。

【お知らせ】

1　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧下さい。

http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

2　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和２年７月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、契約担当官等が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
2　入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3　入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4　入札書は所定の用紙を使用し、売払番号毎に別葉とすること。
5　入札金額は、売払番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
　なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
6　入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
7　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
8　本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名又は代理人の署名を必ず行うこと。
9　所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
10次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
（１）入札参加資格のない者のした入札。
（２）委任状のない代理人がした入札。
（３）入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
（４）入札書に入札者の署名又は記名のないもの。
（５）売払番号を付した場合にあっては、当該番号を確認できないもの。
（６）入札書の記載事項を訂正したもの。
（７）郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
（８）入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。

（９）暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
（10）その他入札条件に違反した入札書。
11一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
12開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
13開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。
14開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
15落札となるべく同価格の入札をした者が２人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
　なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者、郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
16落札者は契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から７日以内にこれを契約担当官等に提出しなければなりません。
17契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
18落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の５に相当する金額を違約金として徴収します。なお、契約を締結しない者、違約金を支払わない者は林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがあります。
19落札者が契約を履行しなかったため契約解除した場合は、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがあります。
20入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。
21入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
22入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
23入札を辞退した者は、これを理由として、以降の競争参加資格等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
24入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
（１）入札執行前にあっては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
（２）入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
25このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

入　札　書

売払物件　第　　号

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に￥を冠すること

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び、公告、入札者注意書、契約条項、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
森林管理署（所）長　　殿

入札者住所
社　　名
氏　　名

代理人住所
社　　名
氏　　名

委　任　状

代　理　人　　氏　　名

私は、貴署で行われる一般競争入札における下記の権限を上記の者に委任します。

記

１．「売払番号　　」入札の件
２．入札日　　令和　　年　　月　　日
３．入札に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
森林管理署（所）長　殿

住　　所

商号又は名称

入　札　者
（委　任　者）　　代表者肩書

代表者氏名

（案）

契約番号　　立木販売

売　買　契　約　書

売買物件の所在場所				面積（ｈａ）
売買物件の種類及び数量	区　分	樹　種	本数（本）	材積（m3）
	立　木			
	内　訳　公売物件番号第　号			
売買代金	売　買　代　金			円
	うち消費税抜代金			円
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分　収　額		円
		うち消費税抜代金		円
	民収分	分　収　額		円
官行造林立木竹		うち消費税抜代金		円
分収造林立木竹	分収権者			
分収育林立木竹				

＊　概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

＊　本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和　年　月　日
	延納分	延納金額	円	延納期間	～　日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円以上	担保の種類	
		延納利率	年　％	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～　日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円以上	担保の種類	
		延納利率	年　％	同提供期限	
売買物件の引渡方法	区域		売買物件の引渡期間（期限）	代金納付の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内（概算の場合の最終期限　）	
売買物件の搬出期間（期限）	引渡の日から起算して　36　ケ月　（期限　）				
売買（使用）目的の指定			施設設置等の指定		
特約事項	別紙の通り				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

売　渡　人　分任契約担当官　　四万十森林管理署長

買　受　人